

令和2年度 「佐賀県 AI・IoT 等技術活用可能性実証事業」業務委託に係る  
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

第1 目的

AI・IoT等の先端技術は、県内企業の経済活動の様々な場面で今後、活用が想定され、技術導入による生産性・経営力向上や技術活用による新サービス創出が期待されるものの、県内では参考となる先行事例が少なく、必要な費用やプロセス、得られる効果等が不透明なことから、県内企業における導入やそれら技術を活用した新サービスの創出等が進んでいない。

そのため、県内企業を主体としたAI・IoT等の技術の導入及び活用の可能性について実証事業を行い、経済性、効率性、その他の効果を広く知らしめることによって同様の技術の普及を図ることを目的に本事業を実施する。

第2 事業内容

別紙「『令和2年度 佐賀県 AI・IoT 等技術活用可能性実証事業』業務委託仕様書」のとおり

第3 事業期間

事業実施期間は契約締結日から令和3年2月26日（金）までとする。

第4 事業予算上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

1 事業当たりの金額は、200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、予算の範囲内で審査を踏まえ決定する。ただし、実証事業の目的等を鑑み、これと併せた実証を受託者の負担により実施することを妨げない。

2 事業費の支払方法は、完了払い（一部前金払い可）とする。

第5 応募者の要件

単独又は共同提案によるものとし、資格要件は次のとおりとする。なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（1）単独提案の場合

佐賀県内に事業所を有する法人又は個人であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を行っている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

応募の日から 6 か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。

自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を自ら行う者であり、再委託していないこと。

## （ 2 ）共同事業体の場合

必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。

すべての構成員は、（ 1 ）の ~ の要件を満たすこと。

すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

## 第 6 応募方法

### （ 1 ）提出先等

実証事業に応募する者は、「（ 2 ）提出書類」において定める書類を次に従い提出すること。

- ・提出期限：令和 2 年 6 月 3 日（水）17 時必着
- ・提出場所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

佐賀県産業政策課 DX・スタートアップ推進室（担当者：五反田）

・提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は提出期限までに必着）

（２）提出書類

|                |    |                  |
|----------------|----|------------------|
| 参加申込書（様式１）     | １部 |                  |
| 誓約書（様式２）       | １部 |                  |
| 会社概要（任意様式）     | ８部 | 法人の概要がわかるパンフレット等 |
| 企画提案書（A4、任意様式） | ８部 |                  |

ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

応募対象事業分野は、次の（a）～（e）に掲げるいずれかのテーマであることを明らかにした上で、実証実験の目標、導入・活用する AI・IoT 等の技術や、取得・可視化・利活用するデータ等の概要、技術導入・活用の必要性や課題、具体的な技術導入・活用の方法やスケジュール、事業終了後の継続や展開等を記載すること。

- （a）既存のソリューション（サービス・製品等）や LPWA 等の新規格通信導入による効果及びプロセスの検証
- （b）AI やビッグデータ分析等の活用に資する IoT・LPWA 等を用いたデータの取得及び取得データの活用法の検討
- （c）AI・IoT 等の先進技術やテレワーク、クラウドサービス、RPA 等の登場によって変化する経済活動・働き方に対応するためのソリューションの導入による効果及びプロセスの検証
- （d）AI・IoT・LPWA 等を用いた新ビジネスの創出、技術開発
- （e）その他、自作デバイス活用による AI・IoT の導入実証等  
実施体制図（任意様式） ８部

業務全体を管理する者及びその他の業務従事者について、指揮監督のあり方や役割分担、主な再委託先等、本業務を履行する体制などについて記載すること。

費用積算内訳書（A4、任意様式） ８部

佐賀県産業政策課長宛てとし、企画提案者の商号又は名称、代表者職氏名を記載して代表印を押印すること。

業務実績書（様式 3）

共同企業体にかかる協定書の写し（任意様式、共同提案の場合のみ）

（３）留意事項

提案書等は提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。

企画提案書の受領後、佐賀県産業政策課が必要であると判断した場合には、補足資料等の提出を求めることがある。

## 第7 募集に係るスケジュールと内容

### (1) 実施要領の公表

令和2年4月22日(水)に佐賀県のホームページで公表する。

### (2) 事業に関する説明会(上記時刻に後日指定する方法によりアクセスすること)

日時:令和2年5月8日(金)14:00~15:00

場所:web上での実施

- ・参加を希望する者は、令和2年5月7日(木)正午までに「第13 問い合わせ先」宛てに、法人名(団体名)、説明会参加者名を記載し、メールで申込むこと
- ・説明会への出席方法については申し込み後にメールにて案内を行う

### (3) 書類の提出

「第6 応募方法」のとおり。

### (4) 審査

提出された企画提案書等は、県の担当者によるヒアリング(web会議システムにより実施予定)を行った後、別に定める基準に基づき総合的に審査(書面審査)を行う。

なお、審査の結果、評価点の合計が配点の合計の65%以上の者のみを選定の対象とする。

企画提案書等に対するヒアリングは6月8日(月)から17日(水)の間にて予定している。

### (5) 結果の通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。

## 第8 契約の締結

(1) 審査により選定された者と仕様の細部や契約金額等について協議が成立した場合、当該業務に係る随意契約を締結する。なお、随意契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を依頼する。

(2) 審査の結果、選考された者と委託契約を締結することとなることから、契約に必要な資料の提供に協力すること。

(3) 委託契約の実施において得られた情報・知見については原則すべて公開とすることから、「第9 結果の公表」において非公表とすべきものがある場合にはその内容を提案書に明記しておくこと。

(4) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあ

る。

## 第9 結果の公表

実証事業の終了後、受託者は委託契約に基づき実証結果をとりまとめのうえ、事業完了報告書として提出すること

## 第10 契約の締結

令和2年7月中旬(予定)

## 第11 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「第5 応募者の要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

## 第12 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 応募に関する問い合わせは、電話・メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

## 第13 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県産業労働部産業政策課 DX・スタートアップ推進室 担当者：五反田、東

電話：0952-25-7586

Mail：[sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp)